

第116回宍粟市議会定例会 提出議案等一覧（追加）

議案番号	件名	備考
第 50 号議案	宍粟市税条例の一部改正について	3月11日提出
第 51 号議案	宍粟市下水道条例の一部改正について	3月11日提出

第50号議案

宍粟市税条例の一部改正について

宍粟市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めらる。

令和6年3月11日提出

宍粟市長 福元晶三

宍粟市条例第 号

宍粟市税条例の一部を改正する条例

宍粟市税条例（平成17年宍粟市条例第81号）の一部を次のように改正する。
次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改 正 前	改 正 後
<p>附 則</p> <p>[追加]</p>	<p>附 則</p> <p><u>（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）</u></p> <p><u>第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。</u></p> <p><u>2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民</u></p>

改正前	改正後
<p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、<u>法附則第4条の4第3項</u>の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに<u>法附則第4条の4第3項</u>の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p>	<p>税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。</p> <p><u>3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。</u></p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、<u>法附則第4条の5第3項</u>の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに<u>法附則第4条の5第3項</u>の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p>
<p>備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、[]の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第51号議案

宍粟市下水道条例の一部改正について

宍粟市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年3月11日提出

宍粟市長 福元晶三

宍粟市条例第一号

宍粟市下水道条例の一部を改正する条例

第1条 宍粟市下水道条例（平成17年宍粟市条例第169号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改正前	改正後
<p>(指定の申請)</p> <p>第6条の2 [略]</p> <p>2 前条第1項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を指定を受けようとする市長に提出しなければならない。</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) 排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地並びに第6条の4第1項の規定によりそれぞれの営業所において<u>専属することとなる責任技術者の氏名</u></p> <p>3 前項の申請書には次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) 法人にあっては定款及び登記簿の謄本、個人にあってはその<u>住民票の写し</u></p>	<p>(指定の申請)</p> <p>第6条の2 [略]</p> <p>2 前条第1項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を指定を受けようとする市長に提出しなければならない。</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) 排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地並びに第6条の4第1項の規定によりそれぞれの営業所において<u>選任することとなる排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の氏名並びに他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況</u></p> <p>3 前項の申請書には次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) 法人にあっては定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し（<u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写しをいう。以下同じ。</u>）又は<u>在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カードをいう。以下同じ。）若しくは特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書をいう。以</u></p>

改正前	改正後
<p>[(3) 略]</p> <p>(4) <u>専属することとなる責任技術者の第6条の9の規定により交付された責任技術者証の写し</u></p> <p>[(5) 略]</p> <p>(指定の基準)</p> <p>第6条の3 市長は、<u>前条第1項</u>の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。</p> <p>(1) 営業所ごとに、<u>次条第1項</u>の規定により責任技術者として登録を受けた者が1人以上専属している者であること。</p> <p>[(2)～(4) 略]</p> <p>[2 略]</p> <p>(<u>排水設備工事責任技術者</u>)</p> <p>第6条の4 指定工事店は、営業所ごとに、次項に掲げる職務をさせるため、<u>次条第1項に規定する排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)</u>の登録を受けている者のうちから、責任技術者を<u>専属させなければならない。</u></p> <p>[2・3 略]</p> <p>(責任技術者の登録)</p> <p>第6条の5 市長は、<u>第6条の4第1項</u>において定める責任技術者についての登録を行う。</p> <p>[2・3 略]</p> <p>(責任技術者の登録の申請)</p> <p>第6条の6 <u>第6条の4第1項</u>の登録を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>住民票の写し</u></p>	<p><u>下同じ。)</u>の写し</p> <p>[(3) 略]</p> <p>(4) <u>選任することとなる責任技術者に係る第6条の9の規定により交付された責任技術者証の写し</u></p> <p>[(5) 略]</p> <p>(指定の基準)</p> <p>第6条の3 市長は、<u>第6条第1項</u>の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。</p> <p>(1) 営業所ごとに、<u>第6条の5第1項</u>の規定により責任技術者として登録を受けた者を<u>選任していること。</u></p> <p>[(2)～(4) 略]</p> <p>[2 略]</p> <p>(<u>責任技術者</u>)</p> <p>第6条の4 指定工事店は、営業所ごとに、次項に掲げる職務をさせるため、<u>次条第1項に規定する責任技術者の登録を受けている者のうちから、責任技術者を選任しなければならない。ただし、同一の都道府県の区域内における他の営業所について兼任することを妨げない。</u></p> <p>[2・3 略]</p> <p>(責任技術者の登録)</p> <p>第6条の5 市長は、<u>前条第1項</u>において定める責任技術者についての登録を行う。</p> <p>[2・3 略]</p> <p>(責任技術者の登録の申請)</p> <p>第6条の6 <u>前条第1項</u>の登録を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>住民票の写し又は在留カード若しくは特別永住者証明書の写し</u></p>

改正前	改正後
<p>(2) <u>次条第1項</u>に規定する責任技術者認定試験に合格したことを証する書類</p> <p>(3) <u>次条第2項各号のいずれかにも該当しない者</u>であることを誓約する書類 (責任技術者の登録の資格)</p> <p>第6条の7 [略]</p> <p>2 市長は、次のいずれかに該当する者に対しては、責任技術者の登録を行わないことができる。</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) <u>次項</u>の規定により責任技術者の登録を取り消され、その日から2年を経過しない者</p> <p>[(3) 略]</p> <p>[3・4 略]</p> <p>(責任技術者証)</p> <p>第6条の9 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 責任技術者は、<u>第6条の7第3項</u>の規定により登録を取り消されたときは、責任技術者証を遅滞なく市長に返納しなければならない。また、同項の規定により登録の効力を一時停止されたときは、その期間中責任技術者証を返納しなければならない。</p> <p>[4 略]</p> <p>(除害施設の設置等)</p> <p>第10条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水(法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p>	<p>(2) <u>第6条の8第1項</u>に規定する責任技術者認定試験に合格したことを証する書類</p> <p>(3) <u>次条第2項各号のいずれにも該当しない者</u>であることを誓約する書類 (責任技術者の登録の資格)</p> <p>第6条の7 [略]</p> <p>2 市長は、次のいずれかに該当する者に対しては、責任技術者の登録を行わないことができる。</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) <u>第4項</u>の規定により責任技術者の登録を取り消され、その日から2年を経過しない者</p> <p>[(3) 略]</p> <p>[3・4 略]</p> <p>(責任技術者証)</p> <p>第6条の9 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 責任技術者は、<u>第6条の7第4項</u>の規定により登録を取り消されたときは、責任技術者証を遅滞なく市長に返納しなければならない。また、同項の規定により登録の効力を一時停止されたときは、その期間中責任技術者証を返納しなければならない。</p> <p>[4 略]</p> <p>(除害施設の設置等)</p> <p>第10条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水(法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>[(1)～(4) 略]</p> <p>(5) 六価クロム化合物 1リットルにつき六価クロム<u>0.35ミリグラム</u>以下</p> <p>[(6)～(42) 略]</p> <p>(43) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので条例により当該公共下水道（当該公共下水道が法第6条第4号に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道）からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第38号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。） 当該排水基準に係る数値</p> <p>[2 略]</p> <p>（暗渠（きょ）の使用に係る許可の基準）</p> <p>第21条の4 市長は、前条の申請があった場合において、当該申請が次に掲げる基準の全てに適合するときは、当該使用を許可することができる。</p> <p>(1) 暗渠（きょ）について使用の申請をする者（以下「申請者」という。）が敷設しようとする電線等が次の技術的基準に適合すること。</p> <p>ア 電線等を設置する<u>個所</u>が下水の排除及び暗渠（きょ）の管理上支障のない箇所であること。</p> <p>[イ～カ 略]</p> <p>[(2)～(8) 略]</p> <p>[2～6 略]</p>	<p>[(1)～(4) 略]</p> <p>(5) 六価クロム化合物 1リットルにつき六価クロム<u>0.2ミリグラム</u>以下</p> <p>[(6)～(42) 略]</p> <p>(43) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので条例により当該公共下水道（当該公共下水道が法第6条第5号に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道）からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第38号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。） 当該排水基準に係る数値</p> <p>[2 略]</p> <p>（暗渠（きょ）の使用に係る許可の基準）</p> <p>第21条の4 市長は、前条の申請があった場合において、当該申請が次に掲げる基準の全てに適合するときは、当該使用を許可することができる。</p> <p>(1) 暗渠（きょ）について使用の申請をする者（以下「申請者」という。）が敷設しようとする電線等が次の技術的基準に適合すること。</p> <p>ア 電線等を設置する<u>箇所</u>が下水の排除及び暗渠（きょ）の管理上支障のない箇所であること。</p> <p>[イ～カ 略]</p> <p>[(2)～(8) 略]</p> <p>[2～6 略]</p>
備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、[]の記載は注記である。	

第2条 宍粟市下水道条例の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改 正 前	改 正 後
<p>（除害施設の設置等）</p> <p>第10条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水</p>	<p>（除害施設の設置等）</p> <p>第10条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>[(1)～(42) 略]</p> <p>(43) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので条例により当該公共下水道(当該公共下水道が法第6条第5号に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道)からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第38号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌群数</u>を除く。) 当該排水基準に係る数値</p> <p>[2 略]</p>	<p>(法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>[(1)～(42) 略]</p> <p>(43) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので条例により当該公共下水道(当該公共下水道が法第6条第5号に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道)からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第38号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌数</u>を除く。) 当該排水基準に係る数値</p> <p>[2 略]</p>
<p>備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、[]の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。